

# 公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面	<ul style="list-style-type: none"><li>◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能</li><li>◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適</li></ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"><li>◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として3年間の安定運用実績</li><li>◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の利活用による迅速なスタート</li><li>◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能</li></ul>

# HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) とは

## HPKIでターゲットされる国家資格

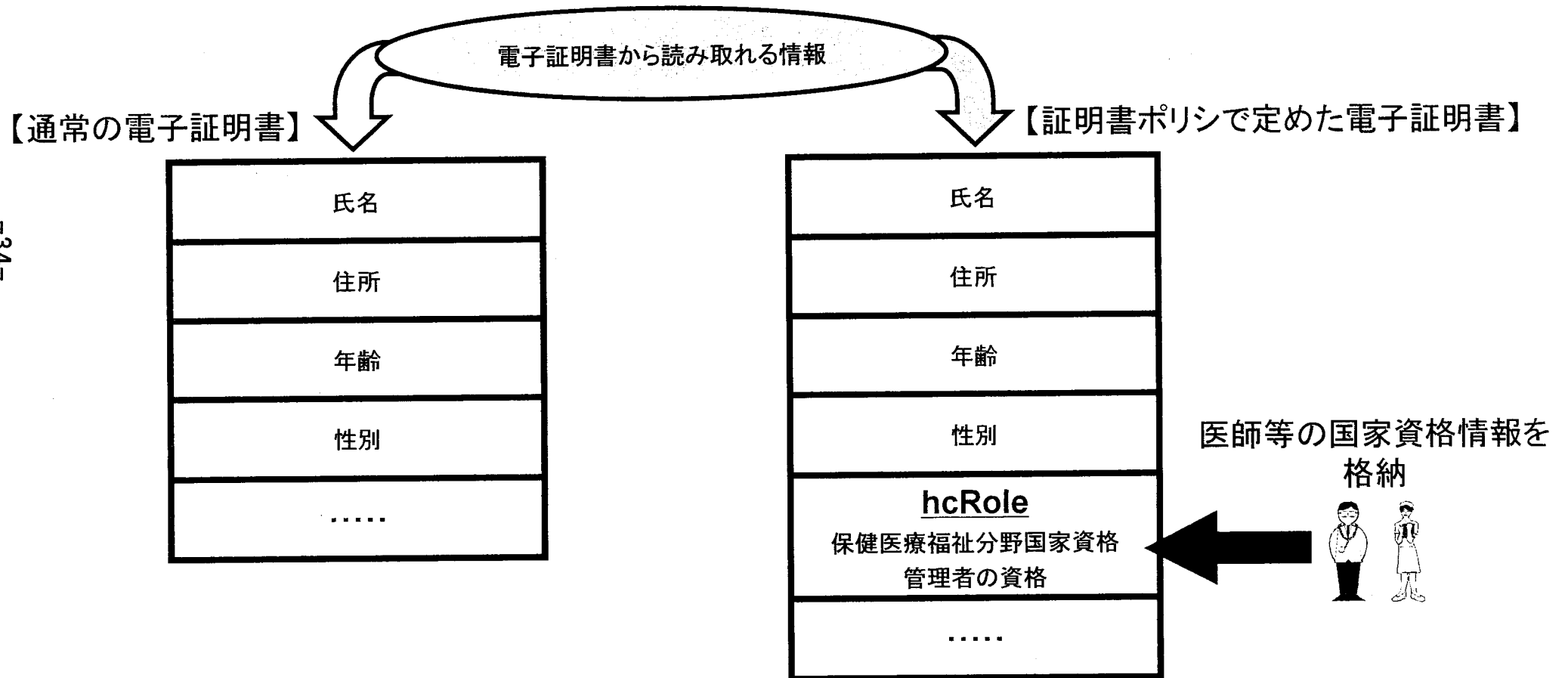
- 電子証明書のhcRoleに保健医療福祉分野の国家資格を格納している。
- 電子署名を付与することで、個人の証明と国家資格保有の証明が同時にできる。
- つまり、保健医療福祉分野における資格を証明することが可能な公開鍵基盤。

資格名 (国家資格、25資格)	
医師	管理栄養士
歯科医師	社会福祉士
薬剤師	介護福祉士
臨床検査技師	救急救命士
診療放射線技師	精神保健福祉士
看護師	臨床工学技師
保健師	あん摩マッサージ指圧師/ はり師/きゅう師
助産師	歯科衛生士
理学療法士	義肢装具士
作業療法士	柔道整復師
視能訓練士	衛生検査技師
言語聴覚士	介護支援専門員
歯科技工士	
資格名 (医療機関の管理責任者)	
病院長	
診療所院長	
管理薬剤師	
その他の保健医療福祉機関の管理責任者	

# HPKIの特徴

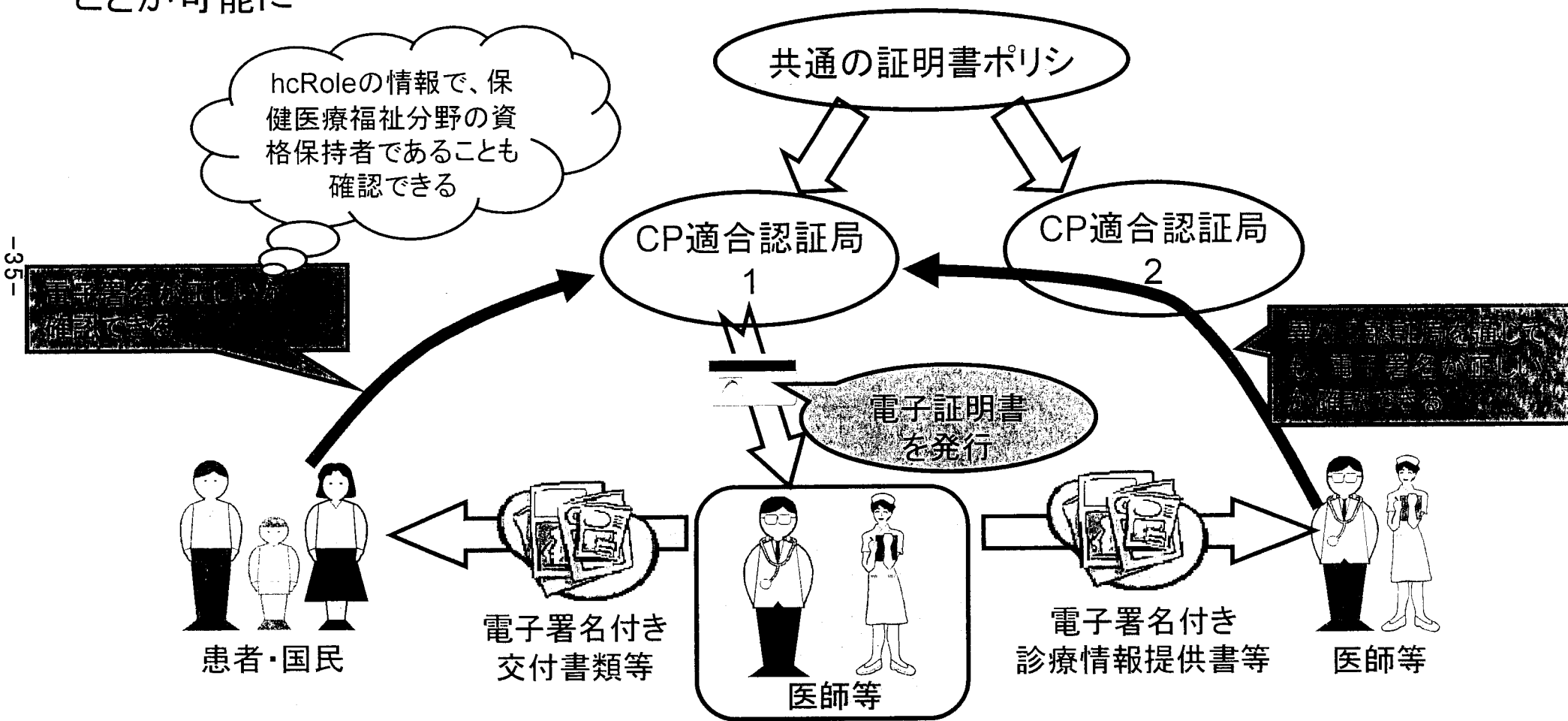
電子証明書の中に『保健医療福祉分野の国家資格』と『医療機関等の管理者の資格』の情報を格納するように規定

電子証明書自体に保健医療福祉分野で必要な資格を埋め込み、証明書だけで資格を証明



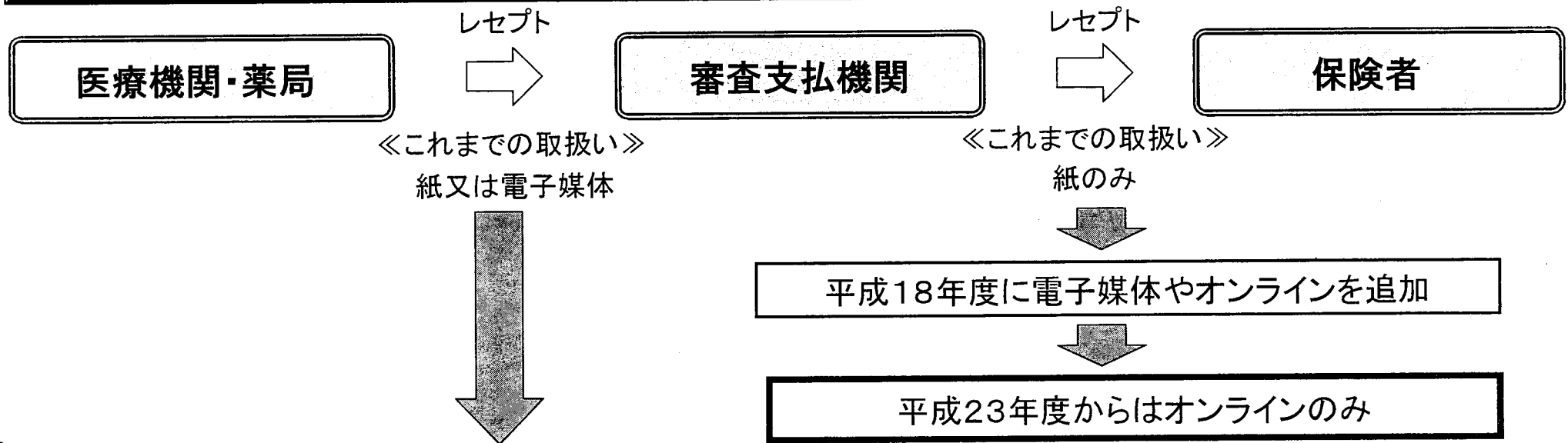
# HPKIで実現できること

共通の証明書ポリシーに適合した認証局から発行された電子証明書による電子署名であれば、違う認証局から発行された電子証明書による電子署名でも正しいと確認することが可能に



電子署名を中心とした病診・診々連携、患者との連携の例

## レセプトのオンライン化



1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能

2.

① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定

- ・ 病 院 : 規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
- ・ 診療所 : コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
- ・ 薬 局 : コンピュータの導入状況により、21年度(既に導入している薬局)から、それ以外は23年度から

② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

# 「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」について

## 2008年度の検討範囲

特定の情報（特定健診結果、年金記録）の閲覧・活用をユースケースとした電子私書箱インタフェース（仮称）等に関する基盤整備に関する検討を行う。

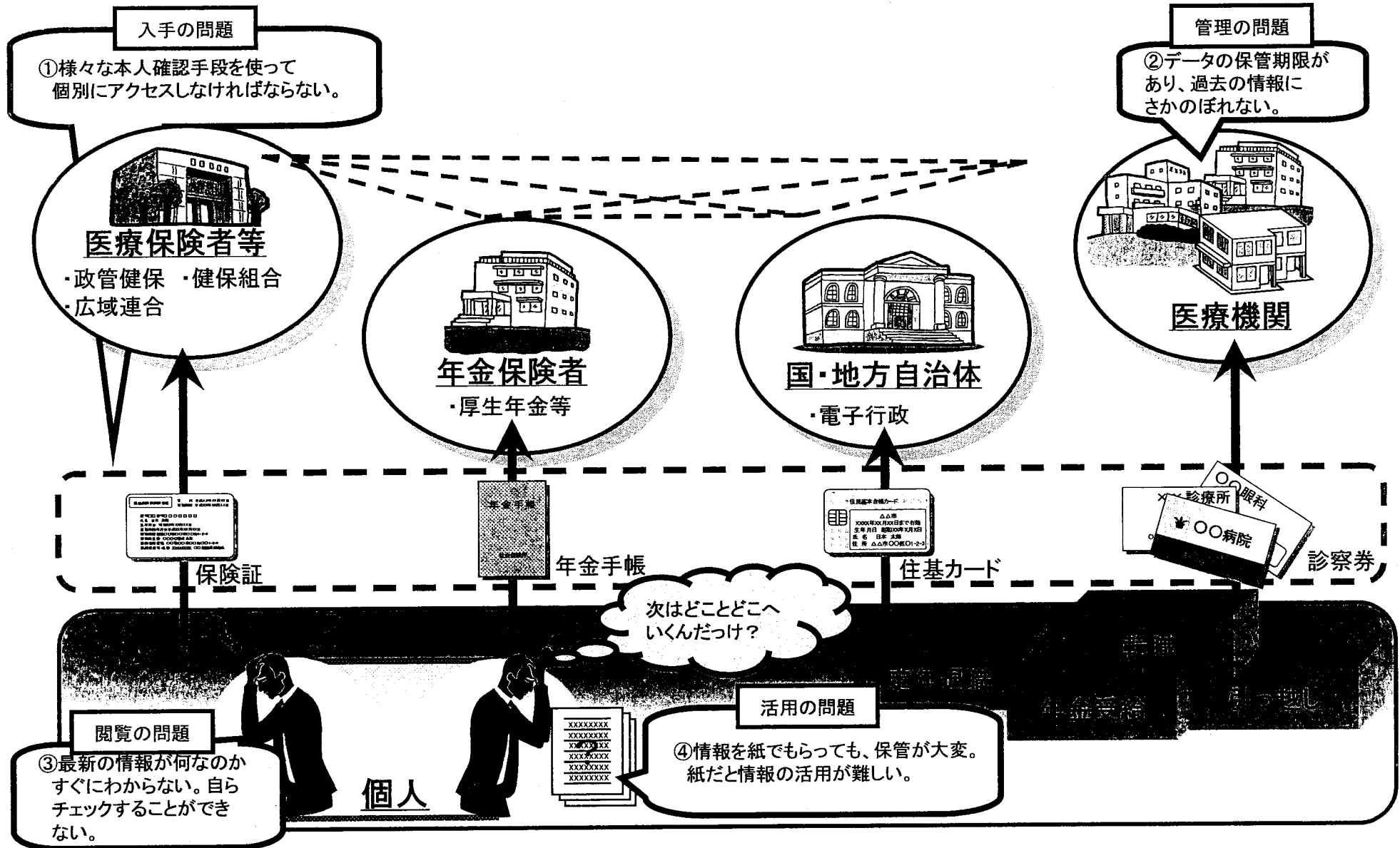
- ① 技術的要件に関する検討
- ② 制度的課題に関する検討
- ③ 社会保障情報以外の分野における電子私書箱（仮称）利用に関する検討
- ④ その他電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた検討

## 検討会構成員（50音順 敬称略）

池上 秀樹	健康保険組合連合会理事
大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
神谷 寿彦	ヤフー株式会社社会員サービス事業部長
小松 文子	独立行政法人情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー室長
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
寺本 振透	東京大学大学院法学政治学研究科教授
安田 浩 (座長)	東京電機大学未来科学部 情報メディア学科教授
山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

※ オブザーバー：関係府省

# 社会保障サービス等の現状 サービス提供者の視点



# 電子私書箱の概念と機能 利用者視点への転換

## ◆電子私書箱(仮称)構想の目標

様々なサービス提供者(国、地方自治体、保険者、医療機関等)が保有する国民の情報を、安心かつ容易に入手・閲覧し、本人が入手・閲覧・管理・活用できる仕組みを実現。



利用者の視点に立ち返り、これらのサービスについて新たな情報の入手・活用スキームを提示。

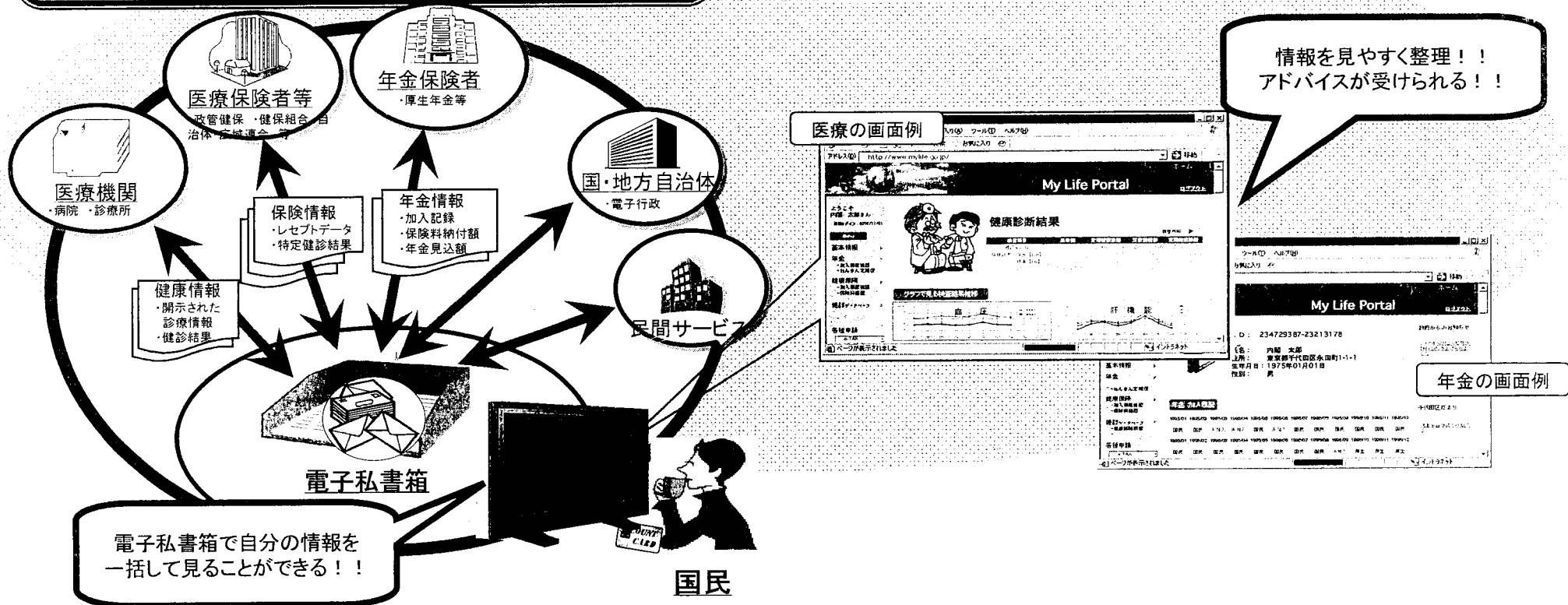
## 電子私書箱の主要な機能

### ●情報の入手・閲覧

- ・ 様々なサービス提供者で分散している個人の情報を、本人の意向に基づき集約し、自分の情報を入手・閲覧できる仕組み。
- ・ 前頁①、③の問題を解決。

### ●情報の管理・活用

- ・ 収集・蓄積した個人の情報を他のサービスに活用する仕組み。
- ・ 前頁②、④の課題を解決。





# 次世代電子行政サービス (eワンストップサービス)の実現に向けた グランドデザイン

## 概要

平成20年6月4日

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム

# I 次世代電子行政サービスとは

Vision

情報爆発時代において日本社会を知識創造の社会へ導き、  
社会インフラの刷新を伴うイノベーションの連鎖を実現する新たなサービス

## 具体的な目標

### 1. 利用者視点でのサービス提供

- 情報提供を含む簡素で便利なワンストップサービスの実現
- 縦割り行政を排除したサービス提供
- 申請主義から脱却したプッシュ型サービスの提供 etc.

### 2. 行政事務の最適化の推進

- サービスの付加価値の向上と効率化
- 全体最適を意識した業務プロセスへの変革
- 今まで実現できなかったサービスの実現 etc.

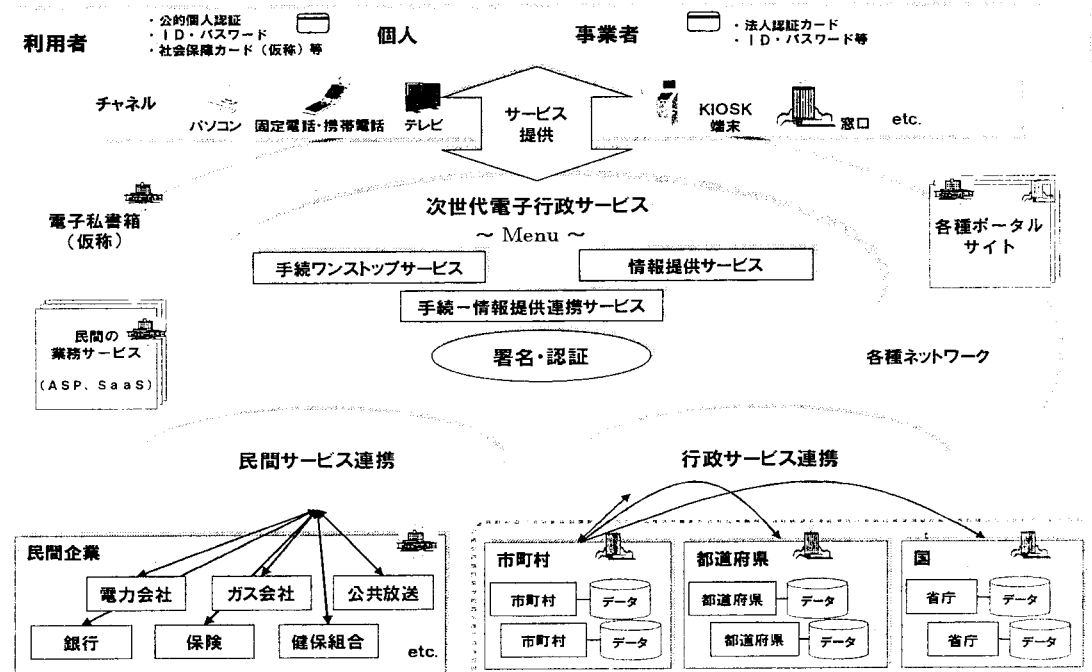
### 3. 企業活動の活性化

- 行政サービスとのシームレスな連携による生産性向上
- 新たな民間サービス創設の環境作り etc.

### 4. 国民と行政の信頼強化

- 行政サービス・情報・プロセスの見える化
- 個人情報へのアクセス履歴の本人からの閲覧 etc.

## サービス基盤のイメージ図



多くの利用が見込め、かつ国や地方、個人や企業が係わるイベントである「引越」と「退職」のワンストップサービス実現を次世代電子行政サービスの第一歩とする。

## Ⅱ ライフイベントに即したワンストップサービス

ライフイベント単位で手続をワンストップ化 → 利用者の利便性向上、行政の効率化

BPRによる効率化、添付書類の削減、一元的でわかりやすい情報提供などを推進

### 効果(引越)

官民あわせて年間約1000億円※のコスト削減効果の見込み

訪問: 7機関 → 訪問: 転入地市町村のみ  
 添付: 13書類 → 添付: なし

※ 引越者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約100億円

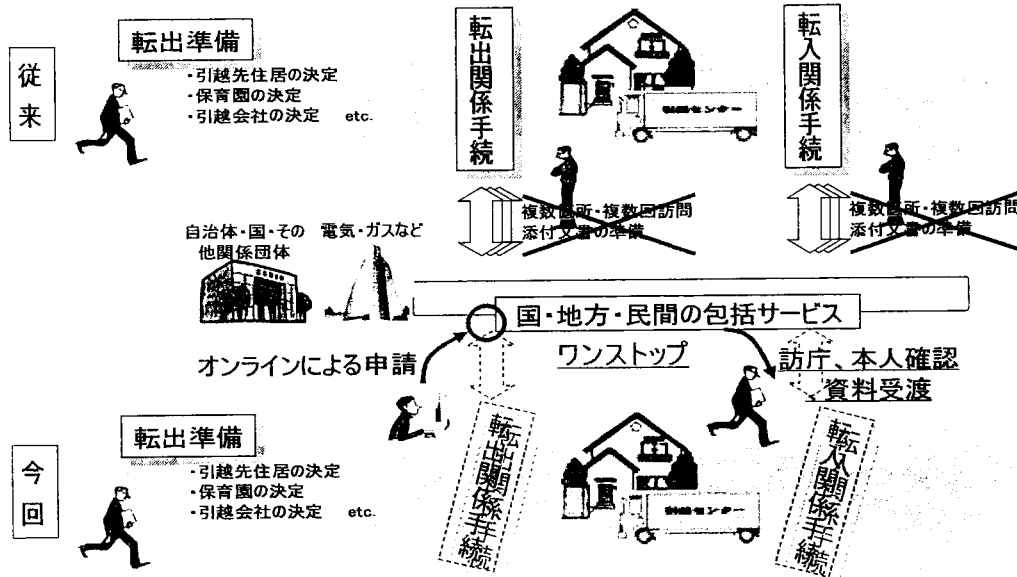
### 効果(退職)

官民あわせて年間約1200億円※のコスト削減効果の見込み

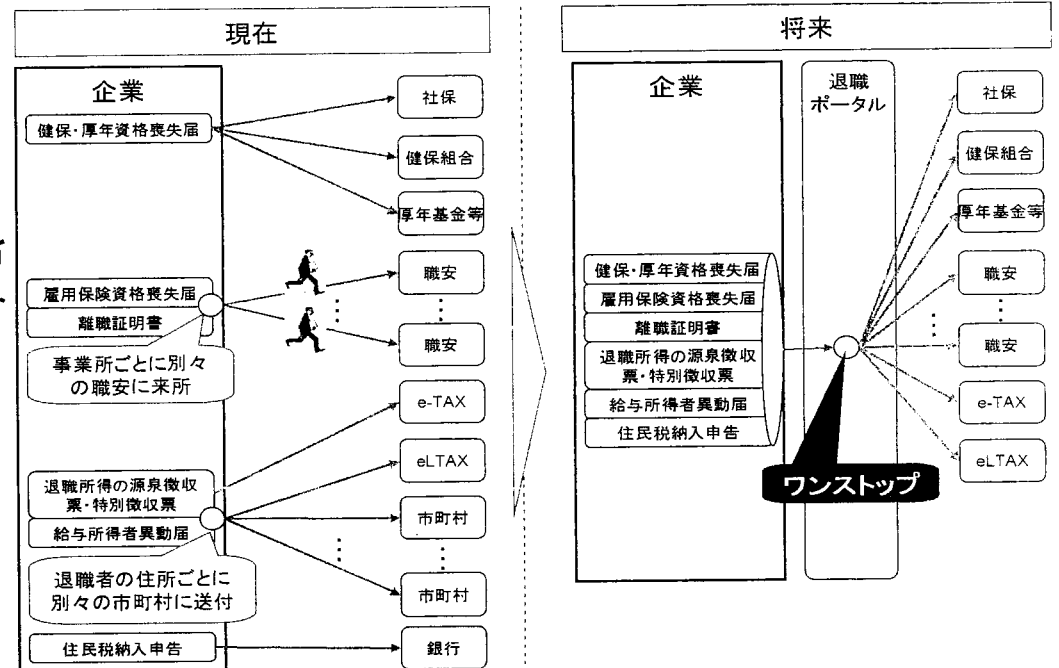
訪問: 6機関 → 訪問: 企業はなし、個人は公共職業安定所のみ  
 添付: 15書類 → 添付: なし

※ 企業・退職者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約300億円

### 引越ワンストップのイメージ



### 退職ワンストップのイメージ



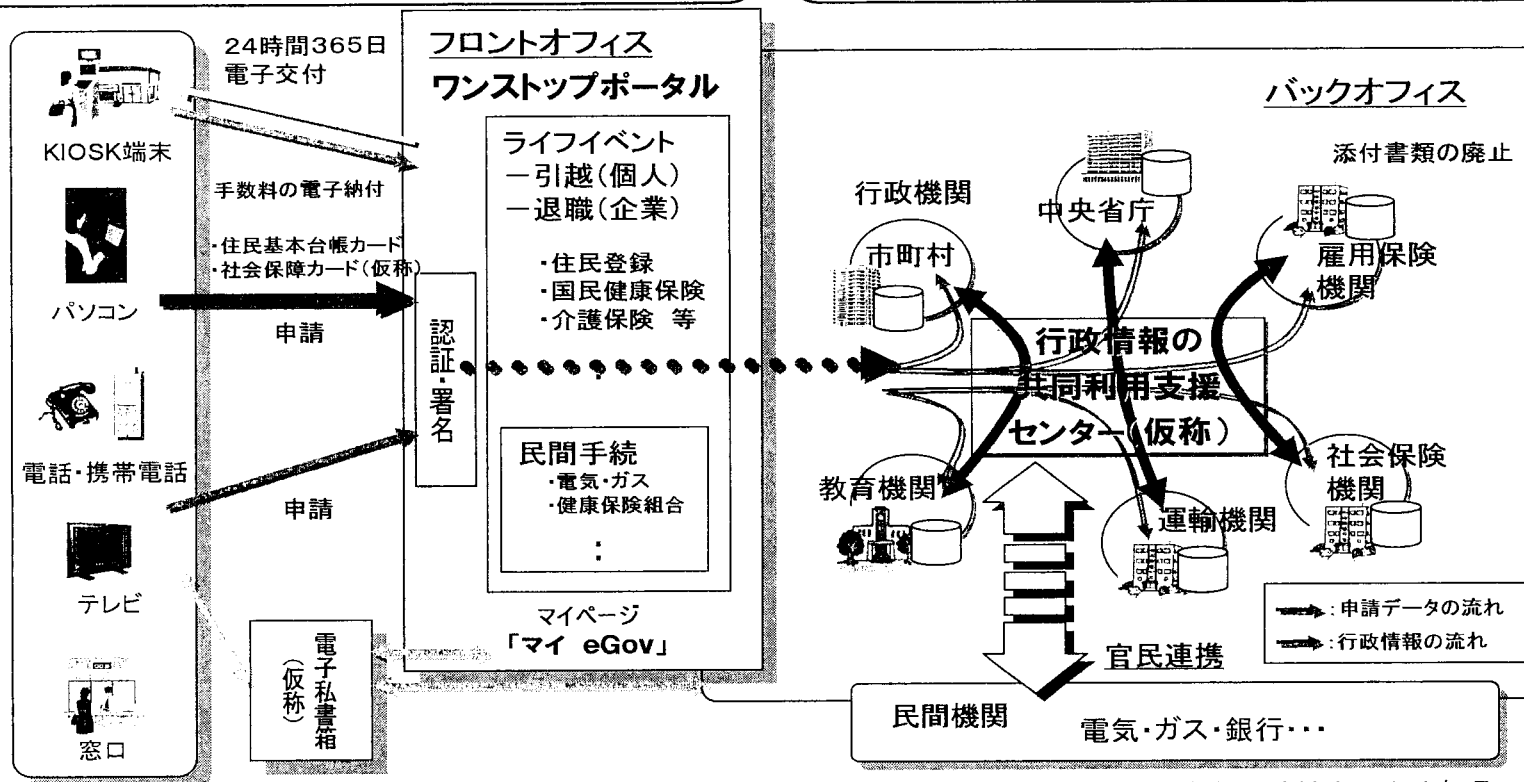
# Ⅲ ワンストップサービスを実現する技術要素

## 1. 窓口(ポータル)

- 行政機関(国、地方)の垣根を取り除いたサービス提供
- APIを公開するなどにより、民間との連携を実現
- 手続や関連する情報の見える化を実現
- 窓口においてもワンストップサービスの享受 etc.

## 2. 認証・署名

- セキュリティレベルを考慮した上での、利便性の高いID・パスワードを活用したサービスも実現
- 携帯電話の認証サービスの活用
- シングル・サイン・オンによる認証の煩わしさの排除 etc.



※ 行政情報は各機関のデータベースに保有し、連携は疎結合により実現。

## 3. バックオフィス連携

- 本人の同意を得ることを前提とした制度整備
- 疎結合による連携の実現(データの集中化はしない)
- 個人情報保護の観点から十分なセキュリティ確保
- バックオフィス連携できない機関への配慮 etc.

## 4. 標準化

- 最終的には1つの標準仕様で連携を実現
- 複数の標準化アプローチ(トップダウン、ボトムアップ)の採用
- 標準仕様対応が困難な機関への配慮 etc.

## Ⅳ 次世代電子行政サービスの実現に向けて

次世代電子行政サービスを実現するために「eワンストップ・イニシアティブ」を推進する。先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うと共に、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組みを進める。

### 1. 実証実験に向けた主な課題

- － 情報の透明化
- － フロントオフィスにおけるワンストップポータルの実現
- － バックオフィスにおける情報の共同利用の促進
- － 国・地方における関係手続の連携検討
- － データや様式の標準化

### 2. 次世代電子行政サービスの環境整備に向けた主な課題

- － ワンストップ化に向けた法制の検討
- － 総合的・一体的な取組みの推進体制の整備
- － 手続にかかる業務の総点検
- － 官民における関係手続の連携強化
- － 社会保障カード(仮称)、電子私書箱(仮称)との連携

### 3. 知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組み

## 現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
根拠規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所に提示</li> <li>●年金や一時金についての相談を受けるとき社会保険事務所に提示</li> <li>●被保険者の氏名及び住所等に変更があったときに社会保険事務所に提出</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医療機関の窓口に提出</li> </ul> 【健保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更があったときなどに、社会保険事務所又は健康保険組合に提出</li> </ul> 【国保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更があったときなどに、市町村又は国民健康保険組合に提出</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護(要支援)認定の際、市町村に提出</li> <li>●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口に提示</li> <li>●被保険者の氏名及び住所等に変更があったときに市町村に提出</li> <li>●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村に提出</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用保険被保険者証の交付を受けた者が一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示</li> <li>●被保険者が他の事業所に転動した場合や氏名を変更した場合に、事業主に提示</li> <li>●被保険者となったことの確認の請求をしたときに、公共職業安定所に提出</li> </ul> 等
-45- 交付主体	社会保険庁長官	【健保】社会保険事務所長等又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	①厚生年金の被保険者 ②国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び被扶養者 【国保】被保険者	・第1号被保険者 ・第2号被保険者のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	【国年】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出</li> <li>●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出</li> </ul> 【厚年】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主が社会保険事務所に資格取得届を提出</li> </ul>	【健保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主が保険者に資格取得届を提出</li> <li>●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して保険者に被扶養者届を提出</li> </ul> 【国保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村に届出</li> </ul>	(第1号被保険者) <ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要</li> <li>●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要</li> </ul> (住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があったものとみなされる。ただし、住所地特例の場合を除く。)                     (第2号被保険者) 次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険者に要介護(支援)認定を申請</li> <li>●保険者に介護保険被保険者証の交付を申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主が公共職業安定所に資格取得届を提出</li> </ul> 等